

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第7回）

1 日時 令和8年9月14日（月）10時00分～11時47分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
鎮目構成員、清水構成員、中原構成員

（2）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（3）総務省

渋谷大臣官房総括審議官、河野大臣官房審議官、寺岡情報通信政策課長、石谷情報
流通振興課長、相川情報流通適正化推進室長、大磯制度企画室長、大内制度企画室
課長補佐、白水制度企画室課長補佐、北島利用環境課課長補佐

4 議事

（1）検討課題1

（令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保）に関する論点について

（2）その他

【曾我部主査】

定刻となりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループの第7回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、ちょうど1週間前でしたけれども、非常にタイトなスケジュールの中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の会合につきましても、これまでのヒアリング等における構成員限りの情報を扱う可能性がありますため、非公開で開催いたします。議事に入ります前に、事務局から連絡事項のご説明をお願いいたします。

【大内補佐】

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず先ほど主査からもありましたとおり、本日の会議は非公開としておりますのでその点ご了承ください。なお後日議事概要を公開する予定です。

次に、Web 会議上の注意事項を申し上げます。本日の会合におきましては記録のため録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。ご発言を希望される際には事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めます。チャット欄に記入される際には主査が内容を確認できるよう、全てのパネリスト向けにお送りいただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりましたらいずれもオフにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他チャット機能で随時事務局や主査にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料7-1、7-2及び参考資料7-1の3点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。資料のうち、一部赤字赤枠で構成員限りとしている部分がございます。本日の会合は非公開ですが、議事録については公開予定ですので、構成員限りの部分に言及された場合には議事録を修正する可能性があります。この点ご留意をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は2点でありまして、1点目が検討課題1に関する論点について、2がその他となっております。本日の議事はそれぞれご説明をいただいた後に質疑時間を設けるという形で進めさせていただきます。ではまず事務局から、議題1の検討課題1に関する論点についてご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局から資料7-1に沿ってご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。本ワーキンググループにおける主な検討課題として1つ目に

挙げております、「令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保」について検討いただきたいと思っております。

続いて、3ページです。第5回ワーキンググループ資料にて検討の論点を挙げております。1つ目として、プロバイダの提供命令の対応状況を踏まえ、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けて提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか。2つ目としまして、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの違い、契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダの違いを踏まえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないかとしております。

続いて、4ページです。構成員からの主なご意見を載せております。特に第4回会合においては、上沼構成員から「提供命令の実効性確保は令和3年改正の肝の部分である」とコメントいただいている他、垣内構成員から「手続の迅速化とともに、発信者情報が一定期間保全されることを確保する仕組みも検討する必要があるのではないか」というコメントをいただいております。

以降6ページ目以降でそれぞれの点について、参考資料を載せております。まず提供命令の実効性確保について、6ページをご覧ください。こちらに令和3年改正において想定された非訟手続の全体像を載せております。すでにご承知の部分あるかと思いますが、まず申立人から裁判所に対してコンテンツプロバイダに対し開示命令及び提供命令の申立があった後、裁判所からコンテンツプロバイダに対して提供命令が発令されます。この後、コンテンツプロバイダが下位のアクセスプロバイダを特定した後に、申立人に対して上の③の部分になりますが、アクセスプロバイダの氏名等情報の提供が行われます。この情報をもとに申立人はアクセスプロバイダに対して④のとおり開示命令の申立てを行います。開示命令の申立てが終わりましたら申立人から、上の⑤のとおりコンテンツプロバイダに対して、アクセスプロバイダに対して開示命令の申立てを行った旨の通知を行い、この通知を受けてコンテンツプロバイダは⑥のとおりアクセスプロバイダに対してIPアドレス等を提供する、そのような形が想定されていました。

続いて、7ページです。プロバイダ、特にコンテンツプロバイダによる提供命令への対応というところでは、第2回清水構成員のご発表資料において課題が指摘されているところがございます。事務局でまとめておりますけれども、特に国外事業者において対応する日数に課題がある、あるいは一部事業者においては請求対応にかかる弁護士及び裁判所の間で提供命令に対応しないことが周知の事実となっているといったような課題が指摘されています。また下に参考として、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会のアンケートの方を記載しております。提供命令が発令された場合でもコンテンツプロバイダがこれに一切応じなかった事件があるかといった点の回答を記載しています。こういった状況も踏まえて、提供命令の実効性確保についてご議論いただきたいと思います。

続きまして2つ目、プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討についてでございます。9ページをご覧ください。こちら第1回の会合での資料となりますが、発信者情報開示制

度を巡る状況の変化としまして、開示請求件数の増加に加えましてプロバイダの多層化が指摘されている旨、ご説明をさせていただいたところでございます。その1つの例として、例えばMVNOサービスの契約数及び契約数比率が増加傾向にあるということを下で紹介をしております。

続いて、10 ページです。多層化を示唆する数値の1つとして、IPoE 接続を利用するプロバイダの数などが増加傾向にあるということが挙げられる旨を記載しております。左下の図としましては、IPoE 接続事業者8事業者を利用しているISP数の推移を載せておりまして、こちらも増加傾向にあるということの他、IPoE 接続ポート数の推移も増加傾向にあるということが分かっております。

続いて11 ページです。こういった多層化を踏まえまして、この令和3年改正において想定されていた非訟手続の全体像についても、アクセスプロバイダの数が二層、三層になっているということによって手続自体も非常に複雑になっていると指摘をされております。こちらにおいては、一番上のAP1に対して開示命令を④のところで申立てた場合に、AP1の下にプロバイダがいると分かった場合には⑦にあるとおり、自身が上位APであり契約者情報を持っていないという旨を申立人に行います。こちらの通知を受けまして、⑧のとおり申立人はAP1に対する開示命令の申立てを補正し、提供命令を新たにここで申し立てなければいけないということになります。その結果、各アクセスプロバイダに対して開示命令を申し立てた後に、その開示命令を補正し提供命令を申し立てるといった形で手続が増えてくると。その結果、最終的な契約者情報を有するプロバイダを特定するまでの手続にも時間を要するということが指摘をされています。

続いて12 ページです。アクセスプロバイダの裁判手続への対応状況について記載をしております。プロバイダの保有確認の所要日数につきましては、第3回のアクセスプロバイダからのヒアリングの結果をこちらでまとめております。著作権侵害、特にP2P事案の場合と比べまして、人格権侵害の場合におきましてはこの赤枠内のとおり比較的迅速にご対応をいただいています。

一方で13 ページにおきまして、提供命令の対応状況というところでは第2回の清水構成員のご発表資料をここでまとめておりますけれど、一定程度期間を要する場合があるということが指摘をされています。下に総務省が令和7年度に実施したプロバイダに対する調査結果の方も載せておりますけれど、非訟手続について提供命令の発令から氏名等情報の提供までの平均的な期間を質問し、その結果を下の赤枠の中に記載をしています。

続いて③発信者情報の保有についてに移りたいと思います。発信者情報の保有期間に関しましては、「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」において議論が行われておりました。こちらにおかれましては、本ワーキンググループにご参加いただいております鎮目構成員、曾我部主査にもご参加いただいておりますが、検討の背景としまして、違法有害情報の流通が高止まりする中、SNSやインターネット上の誹謗中傷等に対し加害者の特定前に通信履歴が消去されているとして、被害者救済の観点で課題があるとい

った指摘があったことも踏まえまして、本ワーキンググループでご議論をいただき、その結果としまして右下にございますけれど「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」が改正をされております。改正の概要としましては、新たに下限の目安がここで設けられ、業務の遂行上必要な通信履歴の保存期間について「少なくとも3から6か月程度とすることが社会的な期待に応える望ましい対応である」という旨が記載をされております。こちらの改定につきましては、当該ワーキンググループ内で令和8年2月にこのフォローアップが行われ、その結果としまして太字部分のとおり、複数の事業者が本改正等を踏まえ、業務の遂行上必要な通信履歴を対象に少なくとも3か月は保存するように保存期間を延長したことが認められ、また多くの事業者が業務の遂行上必要な通信履歴を対象に少なくとも3か月から6か月程度を保存していることが認められたということが分かっております。

また17ページ、18ページでは海外の状況について記載をしております。海外の状況としまして、民事上こういった発信者情報・データ等の保有を義務付けているものについては現時点で確認はできていませんが、1つの例として2006年のEUデータ保存指令の概要をここで記載しております。こちらについては重要犯罪等の捜査等を目的としまして、ISP（プロバイダ等）に対し通信が行われた日から最低6か月、最大2年間データが保存されることを確保するよう、各EU加盟国に国内法制の整備を求めるという内容になっております。

こちらについては18ページ目にありますとおり、2014年にEU司法裁判所において無効の判決が出ております。その判決の概要としましては太字部分になりますけれど、1つ目、全ての通信履歴について一般的に保存対象としており、重大犯罪との戦いという目的に照らした何らの差異や制限・例外を設けていないこと。3つ目にありますとおり、必要なデータの種類やデータの有用性に応じた区別が設けられていないこと。保存期間は6か月から2年の間とされているが、保存期間を決めるにあたってそれが必要最小限度であることを客観的に担保するような基準が設けられていないこと。4つ目、データの不正利用を防止するための有効な安全措置を規定していないこと。こういった内容から、制約が必要最小限に限定されておらず、私生活の尊重と個人情報保護という基本権に対して、広範で深刻な制約をもたらすものであり本指令は無効であるといった判決が出ておりました。

以上、①から③の内容を踏まえまして、ご議論いただきたい事項というのを20ページ目にまとめております。ご議論いただきたい事項として大きく3点ございます。

1つ目、提供命令の実効性確保について。提供命令の迅速な履行及び実効性の確保の観点からどのような対応が考えられるか、提供命令に応じなかった場合の制裁を設けるべきか。また、提供命令に基づく他の開示関係役務提供者へのIPアドレス等の提供は、申立人が下位プロバイダに対し提供命令を申し立て、申立人からその旨の通知を受けたことを条件に発生することとされているところ、迅速性向上の観点から、通知の必要性・妥当性についてどのように考えるか、また提供されたIPアドレス等の保護を徹底する方法につ

いてどのように考えるかとしております。

2つ目、プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討について。発信者情報開示請求件数の増加やプロバイダの多層化等の状況の変化を踏まえ、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、発信者情報開示制度の趣旨である被害者救済を実現するため、最下位 AP の特定に至るまでの手続の合理化・迅速化のためにどのような対応が考えられるか。特にアクセスプロバイダについて裁判手続の全てについて維持することが妥当と考えられるかとしております。「1.」の検討にあたり、手続の合理化・迅速化を図りつつ開示関係役務提供者に過重な負担が生じることを回避し、発信者情報開示制度が円滑に運用されるような点の考慮する必要があるか。

最後、その他検討すべき事項としまして、その他、発信者情報開示制度の実効性確保にかかる課題について検討すべき事項はあるか、としております。

以上についてご議論いただければと思います。次ページ以降には参考資料を載せておりますので必要に応じてご参照いただければと思います。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では議論に入ります前に、先ほどの資料におきまして、発信者情報の保有についてという点について事務局からご説明がありましたけれど、この点につきましてオブザーバーの最高裁判所の方から実務の状況についてご発言希望があるということです、議論に先立ちましてご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

【最高裁判所事務総局（林課長）】

最高裁民事局の方から、発信者情報開示請求における発信者情報の保有要件の審理に関する実情等につき発言をさせていただきたいと存じます。

発信者情報開示請求ですけれども、この発信者情報の保有については開示請求者が主張立証する必要があると思いますが、現在この発信者情報について開示関係役務提供者が保存すべき情報の内容ですとか保存すべき期間、これらを義務付ける法律等は存在しておりません。また、開示関係役務提供者がいかなる情報をどの程度の期間を保有しているかという点についても、ほとんど公表されていないという状況でございます。そういたしますと、開示関係役務提供者が発信者情報を保有しているかどうかについては、開示関係役務提供者が自ら調査しない限りは開示請求者の側で確認することは事実上不可能ということになります。このため、発信者情報開示請求における保有要件の審理については、基本的には開示関係役務提供者の認否を待つということになります。しかしながら、この保有要件の認否については、本 WG において清水構成員もご指摘されていたとおり、時間を要する場合が多いというのが実情でございます。ご案内のとおりプロバイダが保有している情報の保存期間には限りがありますので、コンテンツプロバイダの方で保有要件の認否に時間がかかってしまいますと、その結果、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間を経過してしまつて、最終的に発信者の特定に至らないというケースが生じることになります。

また、最終的に保有していることが明らかになって開示に至る場合であっても、認否を待って審理が長期化するという結果、その分の被害者の救済が遅れるということにもなりかねないということになります。

次に、発信者の特定に必要な情報をコンテンツプロバイダまたは経由プロバイダが典型的に、または申立時点で保有していないというケースも存在いたしまして、例えば経由プロバイダのログの特定に必要な接続元ポートの番号ですとか、接続先の IP アドレスなどの情報をコンテンツプロバイダが保有していないケース、申立時点ですでにプロバイダの IP アドレスの保存期間を経過しているケースなどもこれにあたります。現在の実務ではこのようなケースであっても、開示関係役務提供者が発信者の特定に必要な情報を保有しているかどうか明らかなでないということから、審理を進めても結果的に発信者の特定に至らないという事態になるにもかかわらず、そのことが判明していないので開示請求が申し立てられて開示関係役務提供者が調査をして、場合によっては提供命令とその履行が繰り返されるなどして審理が行われております。このような現状は開示請求者、開示関係役務提供者、裁判所のいずれにとっても負担のみが生じる事態となっておりますし、発信者の特定に至らない事案に関係者の時間と労力が割かれることが、他の被害者に対する救済の遅れにつながる結果となってしまわないか懸念されるところもございます。

本 WG におきましては、事務局からご紹介がありましたとおり、発信者情報開示請求の申立件数が令和 5 年から令和 7 年にかけて約 2.5 倍に増加しております。当事者・裁判所とも人的・物的リソースは有限である中で、いかに適正迅速な判断を実現するかという観点が重要であると考えております。このような実情を踏まえますと、本 WG において各構成員からもご指摘されておりましたけれど、保有の認否の前提となる保存義務ですとか保存情報の期間の公表等の在り方が、制度の実効性確保との関係では重要な論点となってくるのではないかと考えております。裁判所からは以上です。

【曾我部主査】

貴重な情報インプットありがとうございます。議論の方に活かしていきたいと思えます。そうしましたら、ただいまの事務局及び最高裁からのご説明につきまして議論を行いたいと思います。ご発言いただける場合にはチャットにてお知らせをいただければと思います。ではお願いいたします。

【上沼構成員】

今のお話も聞いて、実効性確保のためには何らかの強制性がある制度が必要なのではないかと思います。海外などだと、法律上の義務であってその違反に対するペナルティがない義務について、「何でそれを守らなくてはいけないのか」という感覚の事業者さんもうらっしゃったりするんですよね。それが今回出てしまっているようなところがあるように思いましたので、その点、何らかの対応が必要なんじゃないか、もう少し強制力のあった制度にすることが必要なのではないかと思います。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。本件について先ほど最高裁からもありましたけれど、法律上義務として書いてあることについてペナルティがないという今の上沼構成員のご指摘の問題もありますし、一方でさっきの最高裁のご説明のように、そもそも義務、あるいは規定がないというところから対応されないという2種類の問題があるのかというふうにお伺いしました。

では今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ありがとうございます。先ほどのご説明をお伺いして、特に資料の6ページあたりの図とかが分かりやすいのかなと思うのですが、実際に開示を実現する上でのコストというところが、先ほど最高裁のお話にもありましたけれども、かかりすぎている部分があるのかなというふうには思っていて、実際コンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへのIPアドレス等の提供に至るまでにも何段階もあったりとか、あと多層化してしまっている現状を踏まえると、そのプロセスが更に何重も積み重なっているというところが、やはり実効性の確保という観点においては、どうしてもコストばかりがかかっている実態があるのかなというふうには思っております。なので、コストとしてはまさに提供命令が出て、実際に申立人にAPの名前を伝えて、それに基づいて申立人が色々なプロセスを経た上でAPに対して開示命令の申立てを行ったよという通知をしてというのが手続上求められてはいるところなのですが、そこをなんとかもう少し迅速化できないかという観点での検討はやはり必要になっている状態なのかなというふうには理解しております。まさに⑤の通知まで必要なのかという意味で、通知がなくてもCPからAPへの情報提供みたいなのが実現できるような形というのでも検討しなければならないようなところに来ているのかなというふうには理解しております。

他方で、それを実現する上ではどうしても提供する情報が各事業者にとっての通信の秘密に当たる情報というところでそこでの整理、また、今回それを迅速化するために容易にした整理がこれまでの過去の他の通信の秘密の整理との関係での平仄が保たれるのかというところでの、一応慎重な検討はしなければならないと思いつつ、問題意識としてはやはり実効性確保、迅速化の確保というところはだいぶ差し迫った状況になってきているのかなと思いました。私からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では次に鎮目構成員お願いいたします。

【鎮目構成員】

ありがとうございます。私からは発信者情報の保存の点について、1点申し上げたいと思います。垣内構成員から、手続の迅速化とともに発信者情報が一定期間保全されることを確保する仕組みの検討の必要性というものについてご指摘がございまして、先ほど最高裁事務局からのご説明でもあったと思いますが、この点についても検討を進めていただ

きたいと考えます。

通信の秘密に該当する通信ログというのは、通信の秘密に該当するので正当業務行為として許容される必要最小限の保存が本来認められるに過ぎないわけなのですけれども、こうした正当業務というのは料金課金の必要性といったものを本来想定していたわけですが、資料の P15 にありますように、私も若干関わった令和 7 年のガイドライン改正にあたって、誹謗中傷をはじめとする違法有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは必要であるという理解が示されました。その意義は小さくないわけですが、ただ法の建付けとしてはあくまで通信履歴の保存は正当業務行為であるがゆえに例外的に許容されるとされており、ガイドラインに記載された少なくとも 3～6 か月程度を保存することが社会的な期待に応える上で望ましいというのは、これは保存が許容される範囲を示すガイドラインの本来の方向性とは若干異なるわけでございます。もしこのガイドラインの現在に至るまでの施行状況を見て、プロバイダによる自主的な対応が期待できない部分があるとすれば、保存の義務化といったさらに発信者情報が適正な期間保存されることを確保する新たな仕組みが考えられないか、これは制度の根幹に関わる問題かと思えますので検討をお願いしたいと思えます。ただし、これはプロバイダにとってもかなりの負担を伴うことになりますので、通信の秘密の点も、もちろん重要な問題ではありますが、負担を一方的にプロバイダに押し付けるようなことがあってはならないと思いますので、慎重な検討は必要であるとは思えます。私からは以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今の 15 ページの「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」の資料が出ておりますけれども、事務局の方でこのガイドライン改正の概要右下のところですね、この 3～6 か月程度とすることが期待に応える望ましい対応であるとなった理由や背景について、もしご補足いただけることがあればお願いできますでしょうか。

【北島補佐】

総務省利用環境課の北島と申します。この「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」の事務局を担当していた課でございまして、背景を補足いたしますと、このページの上の方に書いてあるところの必要性を踏まえまして、このワーキンググループの中でも検討を行い、やはり冒頭の方でご説明させていただきましたインターネット上の誹謗中傷でしたり、違法・有害情報の流通が高止まりするといった社会環境の変化があるという実態を踏まえまして、有識者の皆さんにご議論いただいたところです。当初は上限の記載しかガイドラインになかったところでございますから、その下限の目安を令和 7 年 10 月のところで改正した上で、各通信団体に保存をお願いする、要請するということをした次第でございます。補足としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

ありがとうございます。さらに補足ということでこの 16 ページのフォローアップのと

ところで、多くの事業者、下線部ですけれど多くの方は少なくとも3か月～6か月程度保存していることが認められるけれど、一部の事業者が本改正等の内容に応じていないことも認められたというところなのですけれど、一部の事業者というのがどのくらいところなのかということも、出せないのかもしれませんが、本ワーキングの検討に関わるような事業者なのかどうなのかとか、そのあたりも含めてもし可能な範囲で説明いただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【北島補佐】

利用環境課の北島です。この「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループ」が非公開のワーキンググループとなっておりまして、具体的な言及ができないところ、大変申し訳ないのですが、改正の内容への遵守を求めていくとともに実効性の確保、利用者利益の保護の観点を踏まえながら必要に応じて検討を進めてまいりたいというふうにまとめております。申し訳ないですけれども、よろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

無理を言って恐縮です、ありがとうございます。

では次に清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

ありがとうございます。まず提供命令の実効性確保で制裁を設けるべきかという議論なのですが、上沼構成員と同じく制裁は何かしら必要と思っております。過料でも迅速化に資するのではないかと考えています。外国会社の登記がされた際とも過料を科す旨を示したことで、迅速に対応された件があったかと思しますので、何かしらのペナルティを定めることによって対応される可能性はそれなりに高いと考えております。

提供命令でAPに対してさらに申立をしていく必要があるという点に関して、実務上どういう問題が生じているかということを補足的にお伝えしたいのですが、申立てに対しては当然、法人登記などの資格証明が必要になってくるのですが、APが特定できたという連絡がCPから届いて初めてどこがAPかが分かるので、そこから取得せざるを得ない状況になります。取得するとなると、やはり一定の時間がかかってしまうことがあります。特に登記の調整中とかで1週間～3週間くらい登記が取れないみたいなときもざらにあたりします。なので、これによって手続が遅延するという現実も生じております。ですので、ここは申立てをせずに関わらずに対応できる方法というのも、検討が必要なのではないかなと思っております。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では続きまして、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷でございます。今までいくつか出ているコメントに重複してしまうかと思えます。様々な制度の考え方があって、コストを小さくしたり、あるいは、関係者の負担を軽減するためにできるやり方というのはいくつかあるのだと思うのですが、それに伴って大

きな変更、例えばプロバイダの負担が過大なものになったりすることについては慎重に検討する必要があるものと私も考えております。

初めに、例えば清水構成員の方から問題提起があったこととしては、保有調査に協力的でないプロバイダも存在しているということですので、保有調査に協力する義務といったものについては、検討する余地があり得るのではないかと考えております。保有の有無について確認して速やかに回答するといったことが必要になってくると思いますので、一定の義務として定めるということは考えるのではないかと考えております。

またそれとは別に、最高裁の方からも説明がありましたように、通常の保存期間といったものを各プロバイダは公表していないということですが、それを一般に広く公表することは、かえってその逆を張られるという懸念もあります。通常の保存期間に含まれているかどうかを一旦、訴訟手続に入った時点で疎明をするというような手続を設けるといったことも一案ではないかと考えております。

それから、こういった複雑な手続の中でいくつかショートカットをしても差し支えないものがないか、ショートカットと言っても開示関係役務提供者が多層的に連なっている場合には1つ1つ辿っていかないとそこに必要な情報、開示すべき情報があるかどうかということは分からないと思いますけれど、それが全て訴訟手続、裁判所の手続を介さなければいけないのか、介さなければいけないとすればどういう利益を保護しようとしているのか、どういった不都合に対応してそのような制度にしているのかといったことを改めて吟味をした上で、訴訟の複雑な手続を取らなくても短縮できる部分については検討するということもあっていいのではないかと考えています。提供命令の実効性確保をはみ出した意見になってしまいましたけれど、私からはとりあえず以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。今のご発言に関して、他の構成員の先生方ももし可能であれば、最高裁のご発言に関するコメントなどもいただければと思います。

では続きまして、北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤です。私の方からは手続の迅速化について3点と、保存義務について1点、最高裁の方からのご発言について1点ほど、多くて恐縮ですがご意見申し上げます。

まず1点目なのですが、資料7-1の12ページから13ページで保有確認などにどれだけ時間がかかっているのかという情報が紹介されています。これが迅速性の議論で出てくるのは、時間がかかりすぎているのではないかという問題意識かと思いますが、事業者ごとにいろいろ所要期間に違いがある中でなぜこれだけ時間がかかっているのかというところは、ある程度理由をきちんと確認した上で整理をする必要があると思います。例えばイレギュラーな申立てがされたりとか、ログの件数がすごくたくさんあるような申立てが1件発生するだけでも、全体の対応やオペレーションが大きく影響を受けたりすることもありますので、前提として、こういった時間がかかる理由の確認をした方がいいと思いま

す。

2 点目として、先ほど実効性の確保の関係で制裁的なものを考えるべきではないかというご意見が出ておりますけれど、資料 7-1 の 13 ページで表示されている各事業者も別に手続を放置しているわけではなくて、例えばログの特定作業とか全体の件数とか請求内容に不備があれば当然そこを修正してもらおうとか、様々な理由で時間がかかっているという実情がございます。こういった事情を無視して例えば一定の期限を区切って制裁を加えるみたいな形になり、きちんと対応しているプロバイダが軒並み制裁されることになってはいけないと思っています。ですので、制裁的なものをもし設けるのであれば、こういったことが起こらないことを前提とすべきだと思います。

3 点目です、13 ページのところとも関連するのですが、提供命令の迅速な履行の議論をする際にいつも事業者側で気になるのが、そもそも請求者側でどれだけ時間がかかっているのかという点です。現行法の仕組みですと情プラ法 15 条 3 項 2 号で、請求者が提供を受けた日から 2 か月以内に、AP に申立をした旨の通知（15 条 1 項 2 号）を CP にしなければ提供命令は失効するという制度になっています。今の東京地裁の民事第 9 部の実務では提供命令を発令したときに Teams で提供命令発令のご連絡をいただきます。その際に最近では全件、2 か月以内に AP に申し立てて 15 条 1 項 2 号の通知をしないと提供命令が失効しますよという注意喚起を行っています。私個人としてはかなり親切な対応をしてくれていると思う一方で、こういった注意喚起が出ているということは、CP からの提供後の請求者側の対応が必ずしも迅速に行われていない事例があることも一因となっているのではないかと思います。現に私が担当している事案でも提供命令に従って申立人に提供はしたのですが、その後全く動きがなく 2 か月経過して提供命令が失効する事例が発生しています。これは本人申立の事案だけではなく代理人がついている事案でも同様に失効しています。提供命令は迅速性が要求される手続なので、基本的に CP もそれを踏まえて対応しているのですが、急いで対応して提供したのに、なかなか申立通知が届かないというのも珍しくなくて、先日事業者の担当者の方とこの話をしたらやはりよくある話だということです。

こういった実務を踏まえて何を申し上げたいかと言うと、まず申立通知に 2 か月の猶予期間を持っているというのが時間を取りすぎているのではないかという点が 1 点です。プロバイダにとってはたくさんの開示案件を管理する中で 2 か月全く止まっている案件が発生することが管理上の負担になっています。おそらくこれは裁判所も同様の負担があるのではないかと思います。ですので、開示案件が急増していてプロバイダも裁判所もリソースがひっ迫している中で、迅速性が要求されるはずの提供命令の手続の中でなぜ 2 か月も請求者側に猶予を取る必要があるのかというところは、改めて検討する必要があるのではないかと思います。また、別の観点から申し上げますと、要は、今の制度が請求者は 2 か月かけて提供命令の手続を進めればよいという制度になっているので、例えば事業者側が対応に同じ程度時間を要してもやむを得ないと思われても仕方がない部分は有るのでは

ないかと思っています。ですので、提供命令の迅速性という議論の中でプロバイダ側に迅速な対応を求める一方で、制度的に請求者側がかなりゆったりした制度設計になっているところはバランス的にどうかというところがありまして、迅速性の実現にあたってはその点のバランスにも注意をしていただければと思っています。

次に保存義務の点です。資料7-1の17ページでEUデータ保存指令の資料のご紹介がありましたけれども、こちらは重大な犯罪の捜査などのための保存についてですら無効とされた点は十分重みのある判断だと思います。先ほど鎮目構成員からもご指摘いただきましたけれど、この文脈で保存義務の話が出るときというのは全ての通信を対象として保存しなければならないという話なので、通信の秘密の問題ももちろん、それに加えて事業者側の負担、具体的には金銭的な負担も非常に大きい話になるので、そういったことも含めて保存義務を設けることは慎重に判断されるべきだと思います。

最後に最高裁からご発言いただいた点なのですが、まずこういったログの特定に必要な情報の公開、セキュリティの関係でどこまでできるのかというところは大きな課題だと思います。一方で請求者側の先生、清水構成員も含めて各先生のご実績に基づいて、例えばどの事業者はどの情報が必要なのかというのが、割と一般に先生方が公表されていて、ある程度そういったことで実効性が実現できているのではないかと、それでは足りないという話なのかということも含めて慎重に整理して検討すべきだと思います。長くなりました、以上です。

【曾我部主査】

大変貴重なご指摘ありがとうございます。中原構成員からご発言希望いただいておりますけれども、この流れですので今北澤構成員から問題提起いただいた点について、少し他のご意見もいただければと思います。通知まで事業者側で時間がかかっている事情がどうなのかですとか、あるいは請求者側の問題とかですね。そういったところのご指摘があったかと思うのですが、こちらについてご発言いただける方がいらっしゃったらお願いできればと思います。では清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

北澤構成員からご指名があったという認識なので発言させていただきます。

まず提供に申立側が対応するまで時間がかかる事例があるのではないかとという点ですが、確かにそういう事例はありまして、さっき申し上げたように登記が取れなくて申立てができないみたいなケースは割とあつたりします。他にも連絡が届くにしてもFAXで来たりしているので、意外と見落としをしている例というものもないわけではないです。対応がしばらくしないと気づいて調べてみたところ、実際は少々前に届いていてそこから対応するといったケースはあるので、それは申立側の問題だと言えばそのとおりですが、そういう形で遅れてしまう例はあるので見落とさない仕組みというのは現実的には必要かなと思っています。

次に、どの事業者どのような情報が何を持っているか大体分かっているのではないかと

いうご指摘がありました。CP から提供された AP の情報が同じでも、別の下位 AP が当該 AP からさらに提供されるといったことは実際上かなり多くあります。どの事業者がどのような情報を持っていることが多いという一般的な話はできるとしても、プロバイダが多層化している例があるので、開示請求をしてみないと分からないというのが実際かなと思います。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。清水構成員はさっきの最高裁の発言について何かご意見ございますか。

【清水構成員】

保存している情報の公開ですね。私としては公開してほしいなと思っています。セキュリティの問題がるのではないかという話もありましたが、具体的にどういう問題があるのかということは、私は分からないので、もしあるのであれば教えていただきたく思っています。保存している内容というのは何なのかということは確かに各事業者はあまり言ってくれてはいないですが、期間に関しては携帯会社とかは 93 日ですとか、3 か月で消えますなどと言っている例もあるので、言える範囲と内容というのはそれぞれ違うのかもしれないですが、そのあたりも検討する必要があるのかなと思います。

【曾我部主査】

ありがとうございます。先ほど北澤構成員から確認すべきとご提案いただいた点がいくつかありましたけれど、もし事務局の方でご発言いただけることがありましたらお願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。先ほど北澤構成員からご発言いただいた実態の部分について、今回の会合でご発言できることは特段今のところはございません。ただ北澤構成員のご発言に限らずいただいたものを踏まえて検討していければと思います。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。北澤構成員、今のお答えがありましたけれど、いかがでしょうか。

【北澤構成員】

ありがとうございます。公表の点について、清水構成員から、上位プロバイダごとにたくさん下位プロバイダがあるというご指摘はそのとおりだと思いました。実際に仮に公表するとすればとなった場合ですけれど、例えば同じ事業者であったとしてもサービスごととか、さらに言うと、サービスの中でも契約者ごとによっても色々と仕様が変わってきたりして、非常に細かい仕様の違いがあるというところがあるので、そういったところになかなか難しいなと思いました。セキュリティについても割と大きなプロバイダとかですと、私はもちろん、発信者情報開示について対応している管理部門ですら直接タッチすることは難しい情報だったりしますし、また、なぜセキュリティ上公開できないのかという

具体的な理由を説明すること自体がセキュリティ上問題だと言われるようなこともあったりするので、なかなか難しいなというふうに聞いておりました。若干感想めいたところですが以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。今のやり取りについて、他の構成員の方々でもしご発言いただけることがあれば、いかがでしょうか。もしまた後でありましたら、できればと思います。

では大変お待たせいたしました、中原構成員お願いいたします。

【中原構成員】

「ご議論いただきたい事項」の「その他検討すべき事項」、具体的には発信者情報の保有に関して、色々と今までご議論がありました。途中でご紹介いただいた第4回会合での垣内構成員のご意見、すなわち、手続自体の迅速化の一方で発信者情報の保有の仕組みも検討する必要があるというご意見には、私も賛成いたします。ただ、この発信者情報の保有、保全あるいは保存の問題は、厳密に言えば、今回の資料の中で扱われていた保有の期間の問題と、最高裁のご発言の中で示唆されていたような保有それ自体の在り方の問題とに分かれるのかと思います。保存期間の方については、別のワーキンググループでの検討を経てガイドラインの改正という形で比較的最近に一定の対応が取られたということですし、保存期間をさらに拡充するということになればそれだけ事業者の負担が増すと考えられますので、期間の面については最近の対応の効果を見ていくことにし、メインの方は手続の迅速化の方にあると整理するのも1つの考え方であるかと思います。他方において、保存の義務化や保存期間の公表というのは、保存期間をいじるということではなくて保有の在り方を修正するということでありますので、こちらは今回の検討の中でも十分に位置づけ得るものなのではないかと思いました。

その上で「ご議論いただきたい事項」の中の「提供命令の実効性確保」についてですが、令和3年改正で提供命令が設けられた趣旨は、CPに対する開示命令の申立てに関する裁判所の判断を待っていたのでは、その間、APに対して働きかける、具体的には消去禁止命令の申立てをすることができず、そうこうしているうちに保存期間が経過してログが消去されてしまうおそれがあるところ、提供命令とその履行を通じて、開示命令発令以前に申立人がAPに働きかける手段を確保することにより、情プラ法第15条第1項にいう「発信者を特定することができなくなることを防止するため必要がある」という要件の意味も、迅速な発信者特定の要請という観点から解釈されるものと理解しています。提供命令にプロバイダが従わない、そのために従来と同様に手続に時間がかかって結局保存期間が過ぎてしまうという事態は、提供命令が設けられた趣旨に真っ向から反するわけでありまして、上沼構成員の以前のご発言と重なりますけれども、その実効性を確保する必要性は制度の発足当初からあったと言ってよいように思います。その手段が問題であり、私は実体法が専門であるために自信がないのだが、一応現行法下でも間接強制という手段は

一般的な手段としてあり得ると理解しています。それではなお遅い、あるいは支障があるということなのであれば、今村構成員のご発言にありましたように、過料を科すという別の手段を用意することにも合理性があるものと思います。

それから2で「通知」の話が聞かれています。提供命令に基づくCPからAPへのIPアドレス等の提供が、申立人がAPに開示命令を申し立てたことを前提にCPにその旨を通知することによって初めてなされるという仕組みの合理性は、確かに疑問であるように思います。北澤構成員のご発言にも関わるかと思いますが、手続を進めていく、最終的に損害賠償請求等をするという申立人の意思ないし本気度を各段階で確認するというものかと思いますが、APへの開示命令の申立てがされた時点で次に進む意思があることは明確であって、通知をトリガーとする必然性はないように思われます。ただ、通知をなくしたとして、APへの開示命令の申立てがされたことをCPにどう伝えるかという問題は別途検討する必要があると思います。

「プロバイダの性質や多層化を踏まえた検討」については、迅速性もさることながら、契約者情報を結局持っていなかったというAPが一連の裁判手続に組み込まれること自体が、堅実な進め方ではあるにせよ無駄を生じさせているように思われますので、そうしたAPを裁判手続に組み込まない制度ができるのであれば、それに越したことはないかと思います。ただ、そうした制度を作る前提として、大谷構成員のご発言だったと思いますけれども、裁判手続に元々組み込むことで何を保護しようとしているのかの検討が必要でありますし、さらにそういう裁判外の手続、いわば契約者情報を持っているプロバイダの探索の手続を誰がどうコントロールするのか、それによって本当に迅速性が実現されるのかは、慎重な制度設計とシミュレーションが必要になってくるのではないかと思います。

【曾我部主査】

大変包括的なコメントいただきました。ありがとうございました。せっかくですので今の中原構成員のご発言、ご提案について特に実務の先生方からコメントなどいただければと思います。ではまず北澤構成員お願いできますでしょうか。

【北澤構成員】

北澤です。多層化の問題については時間がかかるケースがあつて迅速性が求められるというところは、考え方としては私も同じ考えです。先ほど迅速化に1つの選択として大谷構成員や清水構成員からご指摘いただいた例えば申立てを省略することなど、裁判所の手続を外して早めることができないかというところがあつて、それに対する中原構成員の問題意識のご指摘はまさにおっしゃるとおりだなと思ったのですが、私がちょっと気になったのは、海外事業者がどれだけ対応するかという問題の検討にあたって重要なポイントが、その国の司法機関・裁判所の判断に基づいているかどうかというところが1つの判断要素になっているケースがあるという点です。例えば、海外事業者でも提供命令は裁判所の判断があつたので対応しますというところもあるでしょうし、そういった状況の中で現行制度だと例えばCPからすると提供した情報がどのように扱われているのか、具体的に

申し上げますと、その直接提供した1社目のAPから先に誰に提供されているのかというのは制度上直ちに把握できなくて、今は裁判所を通してあるので裁判所を通じてその先のAPを辿ることができるという状況があります。これがもし裁判所の判断を外すことなどで裁判外で進めるということになると、今申し上げたような情報の行き先について把握することができないという問題と、あとは今の制度を前提として裁判所の判断があるから対応しているという海外事業者が対応しなくなってしまうおそれはないかというところは少し気になりました。ですので、こういったことも含めて検討をしていただければと思います。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

度々申し訳ありません。先ほど間接強制ができるのではないかというお話が中原構成員からあったと思うのですが、提供命令に対して間接強制は確かにできる場合はあるのですが、実務上の限定型と言われるものでないといけないこととされています。相手が発信者情報を保有しているかどうかの確認ができない前提での提供命令というのは、相手が保有しているかどうか分からない以上、強制もできないという形になってしまうので、間接強制ができないというのが実務上の扱いになっています。CPがどういう情報を持っているかそもそも分からない、そもそもログを保有しているかどうか分からないという状況が通常ではあるので、基本的に間接強制は行うことができない手続という認識です。このことは、APに対しても基本的には当てはまります。

また、多層化の件ですが、北澤構成員がCPに対しての提供命令がという話をされたかと思うのですが、私が想定しているのは、CPに対する提供命令は裁判所から発令され、その後中間的なAPがいる場合に、その扱いをどうするべきかというお話なのかなという認識です。その前提で中間的なAPを手続にどこまで関与させるべきかというところがここでの問題であると思っており、基本的には、私は関与をさせる必要はないのではないかと考えております。理由としては、實際上審理に参加することはないというのが一番大きいですが、2点目として、裁判所からは中間的なAPについては申立てを取り下げてくださいと言われることも挙げられます。

3点目として、下位のAPから取り下げることによって提供された情報が命令に基づくものではなくなくなるとして開示に応じませんといった主張をされることがあるのですが、これはすでに提供で履行された行為ですのでその効果が覆されるわけではないという整理が可能であり、そのような整理を明らかにしておけば足りると思われるためです。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。多層化についてですけど、すでに他の先生方からもご意見があ

るとおりではありますが、コメントします。で多層化の部分に関しては、申立人からは分からない状況ですし、間に入っているプロバイダとしてはいわゆる巻き込まれみたいな感じになっている状況なのだと思います。実際に多層化のことを考慮して、いきなり申し立てするよりもどこか分かってからのほうがいいのではないかとということで、任意で聞いてみるということも行われたりもしていますけど、任意だと返事してくれないところもあったりするわけでして、そういうバラバラの対応がより一層、状況を複雑化させているように思います。それを考えると清水構成員からもあったとおり、下位のアクセスプロバイダで、しかも契約者情報を持っていないプロバイダをどのくらい関与させなくちゃいけないのか、裁判的に関与させる意味を考える必要がどのくらいあるのかと思います。先ほど権利行使の意思というようなご発言もありましたけれども、最終的な情報開示を求める意思があるのは分かっているわけなので、そうであるならば、裁判的に関与させる仕組みではなくて、もっと簡易的な関与を可能とする仕組み——ただ裁判じゃないと開示しないと言われることのないように制度的に整えた方がいいとは思いますが——その分の裁判リソースを費やさないような方法というのはあってもいいのではと思います。ちなみに個人的には、最初に分かっていたら最初からそっちから行くよというのはあるので、分かるところは公開してくれたらいいのには少し思っています。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では中原構成員お願いいたします。

【中原構成員】

先ほどの私の発言につきまして、ご反応いただきましてありがとうございました。いずれの構成員の先生方の発言もそのとおりだなと思って伺っていました。多層化で裁判外の手続を考えると、私も今の上沼構成員のご発言と通底する問題意識を持っていますが、他方で手続それ自体の実効性を考える必要があるということは、北澤構成員のご発言の通りではないかと思います。したがって、新たな制度を作るのであれば、先ほども申し上げましたが、きちんとシミュレーションをしなければいけないのではないかと思います。それから、提供命令に関して間接強制、現行法でも一応一般的な手段としてはあり得るのではないかとことを申し上げましたが、清水構成員が指摘されていたように一定の事案類型でしか使えないということは、その通りであろうと思います。まさに、間接強制では支障があるということで、それが具体的にどのような事案なのかということをはっきりさせた上で、それとは異なる制裁を科すべきなのかを考える必要があるのではないかと思います。

【曾我部主査】

ありがとうございます。多層化に関して一定の部分を裁判外に出してはどうかというアイデアについて一定の前向きのご回答、コメントいただけたのかなと受け止めておりますけれど、今ご覧いただいているご議論いただきたい事項というのに移っていますが、他の点も含めてあるいは今まで議論していた点も含めて、他の構成員の方々でもしご発言いた

だけることがあればいただければと思いますがいかがでしょうか。では、一旦議論が収束したということであれば次の議題、議事の2のその他のほうに移りたいと思います。本日も議論いただいた検討課題にも関係する事項としまして権利侵害の明白性要件の考え方というのがございます。これまでも有識者会議において取り上げてきた論点ですけれど、この場におきましても改めて考え方を整理しておきたいと思っております。この点につきまして、事務局から資料7-2を用意していただいておりますので、こちらまずご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。まず資料7-1について活発にご意見交換いただきましてありがとうございました。いずれの論点につきましてもいただいた意見を踏まえて検討していければと思っております。提供命令の実効性確保については、大谷構成員、上沼構成員等からもこの部分についてより実効性を制度的な形で担保していくような手段というところについてご提案をいただいたところでもございましたし、多層化についても、中原構成員をはじめとしまして一部プロバイダについて裁判外に移すなど、より迅速化を図ることといったことについても言及いただいたというところでもございます。またその他の論点というところで、発信者情報の保有というところについても、各構成員からご議論をいただきました。この部分については、今回頂いたご意見に加え、前提として、発信者情報開示請求においてはSNS上での誹謗中傷等が問題になっているところ、そのSNSの特徴として、開示対象となる通信が基本的にはログイン時通信であるということがあろうかと思っております。この点、侵害されている投稿とログイン時通信の間には時間的な間隔というものがあるため、この乖離等の性質も踏まえて、最終的にログの保有確認に関する問題意識に資するのかどうかというところといったところも、論点になろうかというふうに思っておりますので、今後も幅広く検討課題1について検討していければと思っております。

先ほど曾我部主査からもご説明をいただきましたとおり、この検討課題1にも関係するところでもございますけれど、資料7-2のとおり権利侵害の明白性というところについて資料を作成しております。

こちらにつきましては発信者情報、現行規定を2ページ目に載せてあります。第5条第1項第1号で「当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」というのが発信者情報開示の要件とされておりますけれども、この点についてしばしば被害者救済という観点からこの要件というのが厳しいのではないかとといったご指摘があるところでございます。この点について今回ご議論をいただければと思っております。

次のページ以降でこの要件が設けられた趣旨等について順に示しております。3ページ目です。逐条解説でございますけれど、この解説1つ目のところでは、この明白性の要件が設けられた趣旨として「発信者情報は発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密と深く結びついた情報である」ということ、そして「開示関係役務提供者が要件判断を誤って開示に応じたしまった場合には、原状回復を図ることは性質上不可能である」とい

うことがございます。そこで「発信者の有するプライバシー及び表現の自由の利益と被害者の権利回復を図る必要性との調和を図るべく、その権利が侵害されたことが明らかであることを要件として定めることとした」と記載をしております。2つ目として「明らか」というところの考え方としまして「権利の侵害がなされたことが明白である」という趣旨であり、「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する。もっとも発信者の主観など被害者が関知し得ない事情まで被害者に主張・立証責任を負わせるものではない」とされております。また「請求者が主張・立証責任を果たせば、権利侵害の事実は明らかになるのであり、開示される場合が不当に狭くなるということはない」とされているところでございます。

続いて、4ページです。プロバイダ責任制限法が施行10年経過した際の有識者会議における「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」の中の該当部分を記載しております。この部分では名誉毀損について取り上げた上で「名誉毀損に関しては、特に政治的な表現において違法性阻却事由が問題となりやすい性質を有するところ、「権利侵害の明白性」に違法性阻却事由の不存在を要求しないとすると、匿名による政治的な表現活動に過剰な萎縮効果を及ぼす恐れもあり、匿名表現の自由の保障の観点から問題がある」と。また「真に権利侵害がなされたか否かについては、発信者の主張立証を確認しなければ判断できないことからすると、プロバイダ等と被害を被ったと主張する者との間において要求される「権利侵害の明白性」については、損害賠償請求等で求められる「権利侵害」があったことと同程度の立証まで求められるわけではないと考えることもできる」とされております。

続いて、5ページです。こちらには令和2年の発信者情報開示の在り方に関する研究会の最終取りまとめの関係部分を抜粋しております。こちらにおいて中間取りまとめにおいては、被害者救済を図る観点から当時のプロバイダ責任制限法第4条第1項の、現行の第5条第1項第1号のところでございますけれど、こちらに定める発信者情報開示請求権の開示要件、明白性の要件について、「より緩やかなものとすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせないことからさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」とされたところでございました。

続いて、6ページです。こちらは令和3年改正における国会審議での質問、やり取りのところを抜粋しております。明白性の要件についてご説明のご質問があったところ、政府参考人の方からこの要件の趣旨というところで、「発信者情報の開示が発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密という重大な権利利益に関する問題である上、その性質上、一旦開示されてしまいますとその原状回復が困難であるということから、安易に開示が行われることがないように、また濫用的な開示請求により不当な開示が行われることのないようにするためでございます」という形で政府参考人から説明しているところでござ

います。

これらも踏まえまして、7ページ目の方でご議論いただきたい事項として、情報流通プラットフォーム対処法第5条第1項第1号に定める発信者情報開示請求権の開示要件（権利侵害の明白性の要件）をより緩やかなものとするについてどう考えるかというふうに記載をしております、この点について構成員の皆様からご議論いただければと思っております。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

ご説明ありがとうございました。そうしましたらこの点について意見交換をしたいと存じます。この点については今ご説明いただいたように類似の有識者会議、ワーキンググループにおいて議論されてきたことでありますけれど、明白性要件はいらないのではないかなというようなご批判も根強くあったりしてですね、この場でもご議論いただければと思いますが、構成員の皆様方でコメント、ご発言いただけることがあればチャットにてお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

この明白性要件というのは、通信の秘密でありますとか匿名を守るということで設けられているものですが、被害者救済に過度のハードルを課しているのではないかとかですね、そういったご批判があるわけですが、現時点でどう考えるべきかということかと思えます。

では上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

この権利侵害の明白性、匿名表現というものを守るという点では非常に重要な要件だと思っているのですが、ただ若干その権利侵害の明白性という言葉が分かりにくいところがあるだろうというところはあります。おそらく権利侵害の明白性が被害者救済の妨げになっているというご意見というのは、4ページにあるとおり、元々損害賠償を行うときの権利侵害の証明レベルより大きいものを要求しているわけではないという前提なのだと思うのですが、この権利侵害の明白性という言い方が、仮に発信者情報開示請求が途中でなければ、権利侵害が認められるものであっても、この明白性要件があるために要件が加重されて開示されない、そのために権利行使ができないという、そういう誤解があるのではないかと思います。つまり、訴訟の中で損害賠償請求が認められるレベルのものが、この権利侵害の明白性によって認められていないわけではないということの説明をどう分かりやすく説明するのが必要だと思います。感想レベルで恐縮ですが以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今、違法性阻却事由が存在することはうかがわれないことというような説明になっていきますけれど、それが分かりにくいというようなご指摘でしょうか。

では次に北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤です。権利侵害の明白性の要件の緩和についてですけど、私としてはこの要件は維持すべきだという意見です。今の建付けですと、明白性要件に違法性阻却事由の不存在なりのこういった要件が組み込まれているというそういう理解ですので、この維持は必須であろうと思います。もしこれ外すと、一例を挙げれば、公人の方とか企業とかの不祥事を匿名で発信することは社会的評価が低下するということで開示対象になってしまう。言ってみれば、そういったものの報道記事を SNS などで紹介することすら実名でなければできなくなってしまうという状況になってしまうので、この明白性要件については、維持すべきだと思っています。先ほど上沼構成員からご指摘いただいた法文の表現がどうかという問題意識と受けておりましたけれど、確かに文言上は権利侵害の明白性という形なので表現上は要件として厳しいんだなというのがおっしゃるとおりだと思うんですけど、実際そういう事例があるのであれば、それは誤解というか正しい解釈なり理解を周知していくべきではないかと思いました。ただ一方で SNS とか一般の方が発信者情報開示について言及する場面を見てみると、以前の回でも開示というワーディングはもうお子さんに至るまで皆さんによく周知されている状況になっているという中で、開示に言及される場面を見ると、権利の明白性ということで「そう簡単にできないのだろう」という温度感で指摘されているという経験は私あまりないです。どちらかと言うと「ありとあらゆるものが開示してやる」みたいな、そちらの方向での言及が多いので、もしこの文言について誤解があるのであればそこは解消されるよう周知すべきと思いますが、そこは実態を見つつ、ご検討いただければと思います。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では続きまして今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ありがとうございます。私も結論においてはこの要件自体は維持すべきだと思っております。先ほど事務局のご説明にあったとおり、この要件自体を緩和すべきだという議論自体は幾度となく生じているのかなと思っておりますが、他方で先ほど前半で議論したような実際の手続のプロセスをどう迅速化するかという議論とはまた1段レベルが違う話であって、この権利侵害の明白性要件を緩和してしまうと、まさに先ほど上沼構成員や、北澤構成員がおっしゃられていたような気がしますけれども、匿名表現との関係、表現の自由との関係での問題というのがより一層顕在化するレベルの話なのかなと思っております。そことの関係でそれをないがしろにする可能性があるという前提にもかかわらず緩和しなければならないのかということ、そういった事情はないのかなというふうには思っているところでございます。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。続きまして清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

明白性要件、私も別に変えるということまでは必要ないのかなとは思ってはいるのです

が、明白性という言葉がどうしても法律を勉強している立場からすると憲法の明白性の原則みたいなですね、一見して明らかみたいなそういうイメージがどうしてもついて回ってしまうというところがあって、この言い回しを何か別のものに変えた方がいいのではないかとこのうふうにはちょっと思っているところです。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。変えたとするとこんなのがいいのではないかとご提案とかあったりしますか。

【清水構成員】

もう端的に、違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情がないことと、少々長いですが、そのように書いてもらう方がよいのではないかと思います。違法性阻却事由の不存在と、うかがわせる事情の不存在というところも、結構混乱・混同して認識している方も多いので、そこもやはり重要なポイントなんじゃないかなとは思っています。

【曾我部主査】

ありがとうございます。多分この違法性阻却事由をうかがわせる事情がないことという解釈自体は、立法当時は必ずしもコンセンサスがなくてその後確立してきたという経緯がおそらく私の記憶違いでなければあったのかなと思っていまして、現状そういう解釈であればそういう解釈を明確化するというのは1つのご提案かとは思っています。

その他いかがでしょうか。では大谷構成員。

【大谷構成員】

大谷でございます。ありがとうございます。私もこの論点につきましては、どちらかと言えば現状維持でよろしいと思っております。また解釈についても確立してきて誤解がない形になってきておりますので、言葉を変えることの必要性もあまりないように思っておりますけれど、それは議論の余地があるのかなと感じました。発信者情報開示制度そのものについては、ネット環境が変化し、現代的な課題があつて随時見直しをしてきたわけですが、逆にこちらの要件につきましては、むしろ匿名表現をしっかり可能性を守っていかなければいけない方に環境変化が働いているのではないかとこのうふうには思っている次第です。この要件を緩めることによって得られるメリットというのは、特にないと思っておりますので、そういう意味でも現状のこの要件の必要性というのをできるだけ広く理解していただける努力をすることで、また他で国会等で議論になるようであれば具体例を用いて説明をしていくということが求められるかなと思っております。以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では次に北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤です。繰り返して恐縮です。権利侵害の明白性の表現についての解釈、別の表現も考えていいのではないかとこのうご指摘がありましたけれど、問題意識としては私としても理解できる場所ではあるのですが、注意すべきは法律上の表現が変わることの影響につ

いては、慎重に考えた方がいいと思っています。このWGの構成員の先生方というか我々が「こういう趣旨でこの表現に変えた」としても、我々が思ったとおりの解釈を裁判所がしてくれるとは限らないわけで、実際も法文の文言の解釈について各立法担当者の見解と判例法理が異なるということはよくあることですので、ここはよくよく慎重に考えなければいけないと思っています。権利侵害の明白性という要件自体もプロバイダ責任制限法が制定された当初、平成13年から、これだけ長期間維持されていた表現・文言なので、検討すべきはやはり周知の方で動いていくべきだと思います。

2点目としては明らか要件の違法性阻却事由の扱いですね。逐条解説だと不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないという、これ非常にまどろっこしい言い方だなといつも思っているのですが、おそらくこの考え方自体は立法当時から逐条解説に書いてあった気がするのですが、もし曾我部主査のおっしゃったコンセンサスのところでもしご存知の方がいたらどういう経緯、最初違ったのであればどういう考えだったのかというのを少しお伺いしたいと思いました。

3点目は清水構成員からいただいた違法性阻却事由に関するご指摘についてです。よくまとめて違法性阻却事由の不存在という言い方を私も便宜上してしまっているのですが、実際の裁判の審理だとそこまで厳密に区別されていないかなと思ひまして、違法性阻却事由の不存在の立証と言いつつ実際には違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことについての判断がされており、ここの考え方自体は特段裁判の実務上支障が生じていないのではないかとこのところがありまして、実務の現状の紹介として1点申し上げさせてください。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。明白性要件に関する解釈は分かれてきたという認識があったのですが、逐条解説の記載は以前から変わっていない点は北澤構成員のご指摘が正しいのかもしれません。失礼しました。その他いかがでしょうか。大体よろしいですかね。文言を変えた方がいいというご意見もありましたけれど、それは影響を慎重に見極めるべきだというご指摘、それぞれごもっともかなとは思ひます。

では中原構成員お願いいたします。

【中原構成員】

私も皆様のご意見と同じでありますけれども、今回、この「権利侵害の明白性」の要件をいじるというようなことは、別に提案する必要はないのではないかと思います。現に権利侵害を受けた被害者の救済の要請だけではなく、プライバシー、表現の自由、通信の秘密といった発信者側の法益保護の要請との兼ね合いであることを示す要件として、明白性は必要なのだと思います。その意味内容が文言を見ただけでは分からなくて、違法性阻却事由の有無にかかる部分も含まれるのだとか、実際に損害賠償請求をしたときの責任要件の充足とは区別される問題なのだとかが分かりにくい状況になっているというのもそのとおりなのだと思いますけれども、実際に定着しているこの要件を変えるのは非常に大

きな、それ以上のインパクトがありますので、慎重であるべきかと思います。また、今回の検討会自体、発信者情報開示請求の実体的な要件というよりは手続の側面に重点が置かれていると理解していますし、さらに明白性に関する議論を拾うとしても、濫用的な開示請求という話こそあれ、これが救済の阻害になっているという話は今回の検討会ではあまり出てこなかったような気がいたします。要するに、この検討会の焦点ともズレてくるように思いますので、その意味でも、この論点には踏み込まないということで良いのではないかと思います。

【曾我部主査】

これまた包括的なコメントいただきました。どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。そうしましたら事務局の方から今のご議論をお聞きになって何かありましたらお願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。皆様ご意見、コメント等いただきましてありがとうございます。この明白性の要件のところについて、その考え方というものについてはまた弊省の方でも分かりやすい示し方というものについては、考えていければと思っております。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。そうしましたらこの議題、今のテーマについては以上とさせていただきますけれど、最後に全体を通じて構成員の皆様から何かありましたらお願いできればと思いますがいかがでしょうか。よろしいですかね。

垣内構成員お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。本日遅れての参加になりまして失礼いたしました。前半の点について今日ご議論伺っておりませんので、ちょっと的はずれなものになってしまうかもしれませんけれど、事前に資料を拝見して感じたところについて簡単に申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

【曾我部主査】

是非お願いいたします。

【垣内構成員】

ありがとうございます。今示していただいている資料 7-1 の 20 ページのご議論いただきたい事項ということで示していただいている点についてですけれども、私自身はこれ拝見いたしましてまず実効性確保の 1 のところにある制裁ですけれども、現状一部必ずしも実効的でない例が見受けられるというようなところを考えると、検討の必要性があるのではないかと考えております。制裁ということで様々あり得るのかと思いますが、例えば、過料の制裁等について色々なところで例のあるところでもありますので、そういったところも参照しながらその可能性について検討する余地があるのかなと感じているところ

です。それから、実効性確保 2 のところと次の多層化を踏まえた検討部分は、実質的にはかなり密接に互いに関わっているところがあるかと思います。結局下位プロバイダについてどういう要件のもとでどういう義務が発生し得るのかというところと密接に関わっているように思われまして、現在ですと当該下位プロバイダを名宛人とする裁判というものをまずは想定するということかと思いますが、それが不可欠なのかということについて、改めて多層化の現状を踏まえて、考え直す余地があるのかなと思っております。元々の CP に対して例えば提供命令が発令されているということを前提として、下位の中間的な AP に対して一定の義務を課することができないかといった点について検討の余地があるのかと考えております。他方はその場合には義務の要件あるいは範囲について、必ずしも当該プロバイダを名宛人とする裁判ではないということであれば、明確化を十分に図るというような点が重要になるのかなというふうに思っているところです。簡単ですけど以上です。

【曾我部主査】

貴重なご指摘ありがとうございます。その他の方々からいかがでしょうか。よろしいですか。事務局一言ご発言希望があるということですのでお願いいたします。

【大磯室長】

事務局の大磯でございます。本日はご議論いただきまして、誠にありがとうございます。特に今日はどちらの議題も大変気になるところだと考えておりましたところ、皆様のご議論は大変助けになるのではないかと考えております。後半の権利侵害の明白性、少々この表現がそもそもいかなものかというご指摘も複数ありましたけれど、この点につきましては、また後ほどご意見を伺う可能性もあるのかと考えておまして、その際はちょっとまたご協力をお願いしたいというふうに思っておりますのと、また、北澤構成員から今の明白性でも裁判上の支障は生じていないのではないかとのご意見、そして中原構成員から今のワーキンググループでは救済の阻害になっているという意見がなかったのではないかと。というような、実質的な支障はあまりないのではないかと。というようなご意見があったかと思いますが、この点につきまして何かご異論とかありましたら少々伺っておきたいという思いがございまして、後ほどでも構いませんので実務的な支障があるというようなことがもしありましたら、ちょっと念のため知っておきたいという思いがございまして。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そうしましたら特に請求者側で活動されている先生方でも今の点についてご意見ありましたら。では清水構成員お願いいたします。

【清水構成員】

大きく言えばそこまで支障がないことの方が多いのですが、裁判官によってはたまに解釈で少々おかしいのではないかという方に当たることがあるということがあります。概ね全部東京地裁民事第 9 部で対応している関係でそこでおかしな判断がされることはあま

りないわけですが、異議訴訟などでは第9部が対応するわけではないので、そのような場合にはどこまで解釈が浸透しているのか、というのは疑問はないわけではないと考えます。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他、今の点につきまして発言いただける先生いらっしゃいますか。では本日の議事は以上とさせていただきます。構成員の先生方におかれましては本日の議事に関してさらにご意見があれば、今の直前の点も含めてですね、あるいはその他の点も含めてご意見ありましたら後ほどメールの方で事務局までお知らせいただければと思います。最後に事務局から連絡事項お願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。次回会合につきましては、10月1日木曜日17時からの開催を予定しております。また主査からご案内ありましたメール等によるご意見の受付についても別途ご連絡をさせていただきます。以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。それでは以上を持ちましてデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループの第7回会合を閉会いたします。また次回も短期間の開催ということになりますけれども、引き続きよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

【以上】